

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

弊事業所は介護保険の指定を受けています。
〔香川県指定第3771700873号〕

弊事業所は契約者に対して指定居宅支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用する事ができるよう、次のサービスを実施します。

- 契約者の心身の状況やご契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※弊サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3. 事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・	1
4. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	2
6. サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・	3
7. 虐待・身体拘束の防止について・・・・・・・・	4
8. 業務継続計画の策定等・・・・・・・・	4
9. 衛生管理等・・・・・・・・	5
10. 苦情の受付について・・・・・・・・	5

1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 にこにこ三豊
(2) 法人所在地 香川県三豊市高瀬町上高瀬1883番地1
(3) 電話番号 0875-73-6750
(4) 代表者氏名 会長 汐見美根子
(5) 設立年月 平成15年4月22日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 居宅介護支援
(3) 事業所の名称 にこにこ三豊
香川県3771700873号
(4) 事業の所在地 香川県三豊市高瀬町上高瀬1883番地1
(5) 電話番号 0875-73-6750
(6) 事業所長(管理者)氏名 鎌倉妃佐枝
(7) 弊事業所の運営方針 皆様の能力に応じ自立した日常生活が送れる様、生活全般にわたり援助を行います。
(8) 開設年月 平成15年8月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
三豊市・仲多度郡琴平町・まんのう町(うち、旧仲南町)・観音寺市・善通寺市
(2) 事務所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 但し祝日及び8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日を除く
受付時間	月～金 9時から17時
サービス提供時間帯	月～金 9時から17時

4. 職員の体制

事業所では契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1名(兼務)		1名	1名	
2. 介護支援専門員	1名(兼務)		1名	1名	
3. 事務員	1名		1名		

5. 弊事業所が提供するサービスと利用料金

事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、契約者の利用料負担はありません。

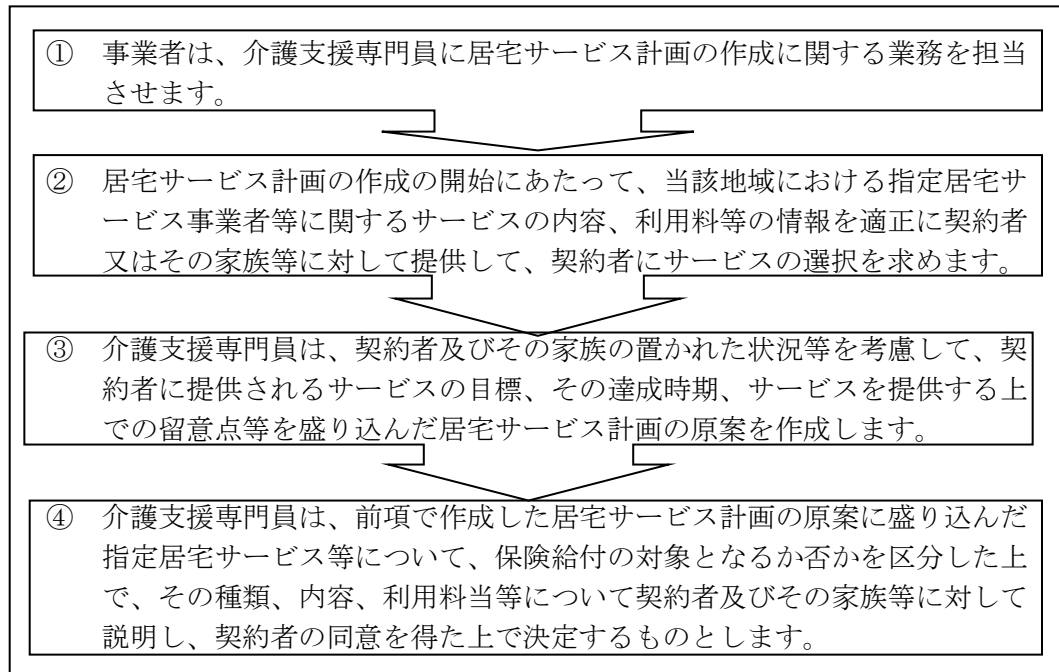
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

居宅サービス計画の作成

契約者の家庭を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

①<居宅サービス計画作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約

者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。

但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

要介護１・２—１０， ８６０円 ， 要介護３・４・５—１４， １１０円

＜その他の加算について＞

☆ 初 回 加 算—初回月のみ 300 単位が加算されます。

委託連携加算—要支援者 初回のみ 300 単位

☆ 中山間地域加算—高瀬町{旧二の宮村(佐股、羽方)、旧麻村(下麻、上麻)}、仁尾町:全域 財田町:全域、山本町(長野)、詫間町(糸室)にお住まいの方は、毎月プラン料の5%が加算されます。

☆ 入院時情報連携加算（Ⅰ）—入院当日に、情報提供を行った時 250 単位が加算されます。

〃 （Ⅱ）—入院後 3 日以内に、情報提供を行った時 200 単位が加算されます。

☆ 通院時情報連携加算 50 単位／月（1 月に 1 回まで）

☆ 退院・退所加算

	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
連携 1 回	450 単位	600 単位
連携 2 回	600 単位	750 単位
連携 3 回	×	900 単位

☆ 緊急時等居宅カンファレンス—1 回 200 単位が加算されます。（1 月に 2 回まで）

☆ ターミナルケアマネジメント加算 400 単位／月

『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』等の内容に添った取り組みを行います。

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、相当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

（３）事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交代する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(4) 契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(5) 事故発生時の対応

契約者に対し指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係利用者の家族、市・町に連絡するとともに、必要な措置をこうじます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います

(6) 看取り期におけるサービス利用至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたもの同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

7. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待・身体拘束等の防止のため次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者及び責任者を選定しています。

責任者	(理事長・汐見美根子)
担当者	(管理者・鎌倉妃佐枝)

- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 事業所職員に対し、虐待の防止・身体拘束等の適正化のための研修を開催します。
- (4) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

8. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

9. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

10. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

(1) 苦情の受付

弊事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 〔管理者〕 鎌倉 妃佐枝

三豊市高瀬町上高瀬 1883 番地 1

TEL 0875-73-6750 , FAX 0875-73-6751

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0

(2) 行政機関その他苦情受付期間

観音寺市介護保険担当課	所在地 観音寺市坂本町 1-1-1 電話番号 0875-23-3930 FAX 0875-23-3929 受付時間 月～金 9:00～17:00
三豊市介護保険担当課	所在地 三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1 3F 電話番号 0875-73-3017 FAX 0875-73-3023 受付時間 月～金 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 高松市福岡町 2 丁目 3 番 2 号(香川県自治会館内) 電話番号 087-822-7431 FAX 087-822-6023 受付時間 月～金 9:00～17:00
香川県社会福祉協議会	所在地 高松市番町 1 丁目 10 番 35 号 (香川県社会福祉総合センター内) 電話番号 087-861-0545 FAX 087-861-2664 受付時間 月～金 9:00～17:00

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ここにこ三豊居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 鎌倉 妃佐 枝 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所

代筆 氏名 印

(利用者名代筆の場合)

私は本人に代わり、上記署名捺印を行い、この契約意思を確認致しました。

契約者代理人 住所

氏名 印

続柄

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

事業所では、契約者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。② 契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。③ 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
※従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものです。（秘密保持義務） |
|---|

2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と見とめられる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事ができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第13条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 契約者が死亡した場合② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合③ 契約者が介護保険施設に入所した場合④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。） |
|--|

（1）契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|--|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|